

PART 2

多摩交流センターの概要

(1) 開設の経緯

多摩交流センター開設の経緯

多摩地域が神奈川県から当時の東京府に移管された1893（明治26）年から100年目となる1993（平成5）年に、この節目の年を新たな100年のまちづくりへ向けての門出の年とするため、多摩の広範な人々や団体の参加を受けて、365万人のまちづくり運動として「多摩東京移管百周年記念事業—TAMAらいふ21—」が多摩の全域で開催された。

この「TAMAらいふ21」の成果の継承と発展を目的に「多摩地域の広域的な市民活動を支援するセンター」として、1994（平成6）年7月、（財）東京市町村自治調査会（以下、「当調査会」という）内に、多摩交流センター（以下、「当センター」という）が設置された。

【TAMA らいふ21】

- 意義／移管100年の節目とし、多摩地域が抱える諸課題に、都・市町村・住民・大学・企業等が連携して取り組み、新たな100年を展望した記念事業
- 名称／多摩新時代の創造 多摩東京移管百周年記念事業 呼称＝「TAMA らいふ21」
- テーマ／「多摩新時代の創造」—世界に開かれた人間都市・東京の新機軸—
- 開催時期・期間／1993（平成5）年4月に記念式典より開幕し、11月の「多摩新時代宣言セレモニー」により閉幕する。（平成4年度中にプレイベント等を開催）
- 会場／多摩地域全域
- 開催主体 「TAMA らいふ21 協会」
- 内容／「365万人のまちづくり運動」「イベント仕立てのまちづくり運動」「参加型・社会実験型まちづくり運動」を標榜し、多摩地域の各地で369事業・736催事、延べ665万人が参加したまちづくり運動。「TAMA 市民リサイクル文化都市宣言」など12の提言がまとめられた。

【多摩交流センター】

- 所在地／〒183-0056
東京都府中市寿町1-5-1 府中駅北第2庁舎6階
- 連絡先／TEL. 042-335-0100 FAX. 042-335-0127
- ホームページ／<https://www.tama-100.or.jp/>

多摩交流センターの概要

当センターは、「TAMAらいふ 21」の活動を通じて形成された市民ネットワーク活動の推進と広域的な市民交流を図ることを目的に設置され、「公益財団法人東京市町村自治調査会多摩交流センター設置規則」に規定する事業を行っている。

主な事業としては、市民ネットワーク活動への助成や市民団体の活動拠点としての会議室の提供、「TAMAらいふ 21」の記録の公開、多摩地域の各種資料・情報の収集・提供、市民団体等との共催事業及びTAMA市民塾の協働運営などを行っている。

当センターの運営のため、TAMAらいふ 21 協会から引き継いだ資金を基に、当調査会に「多摩交流基金」が設置された。2023（令和 5）年度までは多摩交流基金運営委員会が運営に関する基本的事項を審議していたが、当委員会は廃止となり、2024（令和 6）年度からは当調査会の理事会においてまとめて審議が行われている。

なお、当センターの事業・制度の詳細や変遷はそれぞれの事業項目において記載する。

【多摩交流センター事業（設置規則第 2 条）】

- (1) 広域的市民ネットワーク活動に対する交流の場の提供と助成に関すること
- (2) TAMAらいふ 21 の記録の公開及び多摩に関する情報の収集、提供に関すること
- (3) TAMAらいふ 21 の成果をふまえた記念事業及び交流事業に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事業

東京市町村自治調査会の概要

当調査会は、多摩・島しょ地域の自治の振興を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的とした市町村共同の行政シンクタンクとして、東京都内市町村の広域的・共通的な課題についての調査研究や市町村の共同事業の実施、自治に関する普及啓発等を行うとともに、市民交流の支援などを行っている。

【当調査会設立までの経緯】

日本経済が急成長を遂げた昭和 30 年代、都市化の進行に伴う問題と山村や島しょ部の過疎が一層深刻化し、市町村が協力し合わなければならない問題が大きく浮上してきた。

このような社会状況を踏まえ、1964（昭和 39）年、市町村の共通の事項について協議調整を図るため、「東京都市町村連絡協議会」が設置され、この協議会は、市町村の共通の課題に対する調査研究機能の拡充を図り、1985（昭和 60）年に「東京市町村協議会」に改組された。

その後、高齢化社会の到来や情報化・国際化の進展など市町村行政が大きな転換期を迎えるなかで、多摩・島しょ地域の市町村は広域的・共通の課題をより体系的に調査研究し、積極的な政策を立案する必要性が生じていた。このような情勢を背景に 1986（昭和 61）年 10 月 1 日、多摩・島しょ地域の全市町村の総意により、「東京市町村協議会」を解散して「財団法人東京市町村自治調査会」が設立された。

さらに、2012（平成 24）年 4 月 1 日に公益財団法人に移行した。

【東京市町村自治調査会】

- 法人区分／公益財団法人
- 主な事業／
 - ① 市町村の行財政等に関する調査研究
 - ② 市町村共同事業の実施及び支援
 - ③ 市町村の自治に関する普及啓発
 - ④ 広域的市民活動への支援
- 所在地／〒183-0052
東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館 4 階

(2) 多摩交流センターの事業

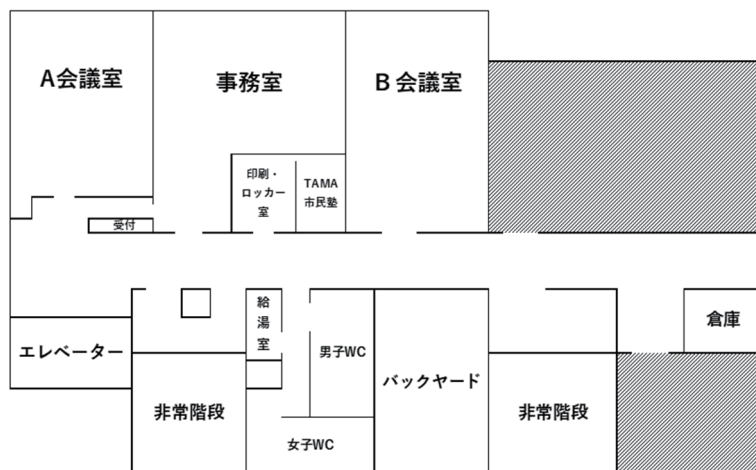
(ア) 交流の場の提供

当センターの役割の一つとして、「広域的市民ネットワーク活動に対する交流の場」の提供がある。当センターは、開設以来、「府中駅北第2庁舎6階」を府中市から賃借し、活動と交流の場として市民団体等への提供を継続している。

主なものは、会議室・印刷室等の提供である。

入居建物の事情により2023（令和5）年度末で、3つの会議室のうち1つの会議室を返却し運営している。

多摩交流センター見取り図



1. 会議室

2024（令和6）年11月現在、2つの会議室を市民団体等に貸し出している。

会議室利用区分

会議室	定員	付帯設備
A会議室	36名	ホワイトボード・テレビ・ DVDプレーヤー
B会議室		

この他にプロジェクターやパソコン、CDラジオカセットテープレコーダー、スクリーン、レーザーポインター、譜面台等を無料で貸し出している。

2. 印刷室

印刷室は、印刷機・コピー機を各1台ずつ設置し、利用登録団体に対し利用提供している。

2024（令和6）年11月現在、印刷機利用料は1枚につき、白黒2円、カラー6円（用紙は各自用意）、コピー機は白黒10円、カラー30円（用紙代込）としている。

令和6年11月現在

利用可能備品	利用料金		
	機種	種別	
コピー機、印刷機、ペーパーカッター、丁合機	印刷機 (用紙は利用者が用意)	白黒	2円／枚
	コピー機	カラー	6円／枚
		白黒	10円／枚
		カラー	30円／枚

印刷室にはロッカー及び棚を設置し、抽選により1年ごとの利用ができる。
2024（令和6）年11月現在、ロッカーを35か所、棚を16か所設置している。

3. 会議室・施設の利用登録

会議室や施設を利用するためには、会議室利用（印刷室利用も含む）団体としての登録が必要で、助成団体の対象となる場合と同様、広域的な市民活動を行う団体であることを要件としている。登録の有効期間は最大3年間で、登録の更新を希望する団体には書類審査のうえ、更新を認めている。

会議室の利用は無料であり、3か月前からの予約制としている。開設当初から「TAMAらいふ21」参加団体などに対し優先的利用を認めていたが、2003（平成15）年度以降はすべての登録団体を同じ扱いとしている。ただし、当センターと協働で運営しているTAMA市民塾の講座用には、一定の範囲内で優先的に提供している。

会議室利用登録団体数の推移をみると、開設当初の1995（平成7）年度は33団体であったが、2016・2017（平成28・29）年度の129団体をピークに、コロナ禍を経て、2024（令和6）年度は、78団体（2024（令和6）年11月現在）となっている。

【参考】

●多摩交流センター会議室の登録・利用までの流れ

Ⅰ. 登録希望団体は、次表の登録要件を満たしているかを確認する。

①	本拠地が、原則として多摩地域にあること。
②	多摩地域内における広域的な地域で市民活動を行っていること。
③	多摩地域内の複数の市町村の住民 10 名以上の会員によって構成され、かつ、一市町村の会員数が全体の 7 割以下であるとともに、多摩地域内の市町村の会員数が全体の 7 割以上であること。
④	広く誰もが参加できる会員資格要件を備えていること。
⑤	規約及び会員名簿が備えられていること。
⑥	活動目的及び内容が多摩地域のまちづくりに資するものであって、かつ、公序良俗に反しないものであること。
⑦	当センターの設置の主旨及び会議室使用料が無料であることに鑑み、広く誰もが参加できるよう会費等会員が負担する費用が低廉なものとなるよう努めていること。
⑧	特定の政党及びこれに類する政治団体又はグループ並びに宗教活動又は営利活動を目的とする団体でないこと。



Ⅱ. 登録の申請（多摩交流センター事務室にて必要書類を受け取る）

○申請時必要書類

- ①会議室利用団体登録申請書（施設運営要綱別記様式第 1 号）
- ②団体の規約または会則もしくはこれに準ずるもの
- ③団体の会員・役員名簿
- ④予算・決算書類など会費の使途がわかるもの



事務処理期間（2週間程度）

承認された場合は会議室利用団体登録承認書（施設運営要綱別記様式第2号）で通知。当センターで利用の詳細説明。

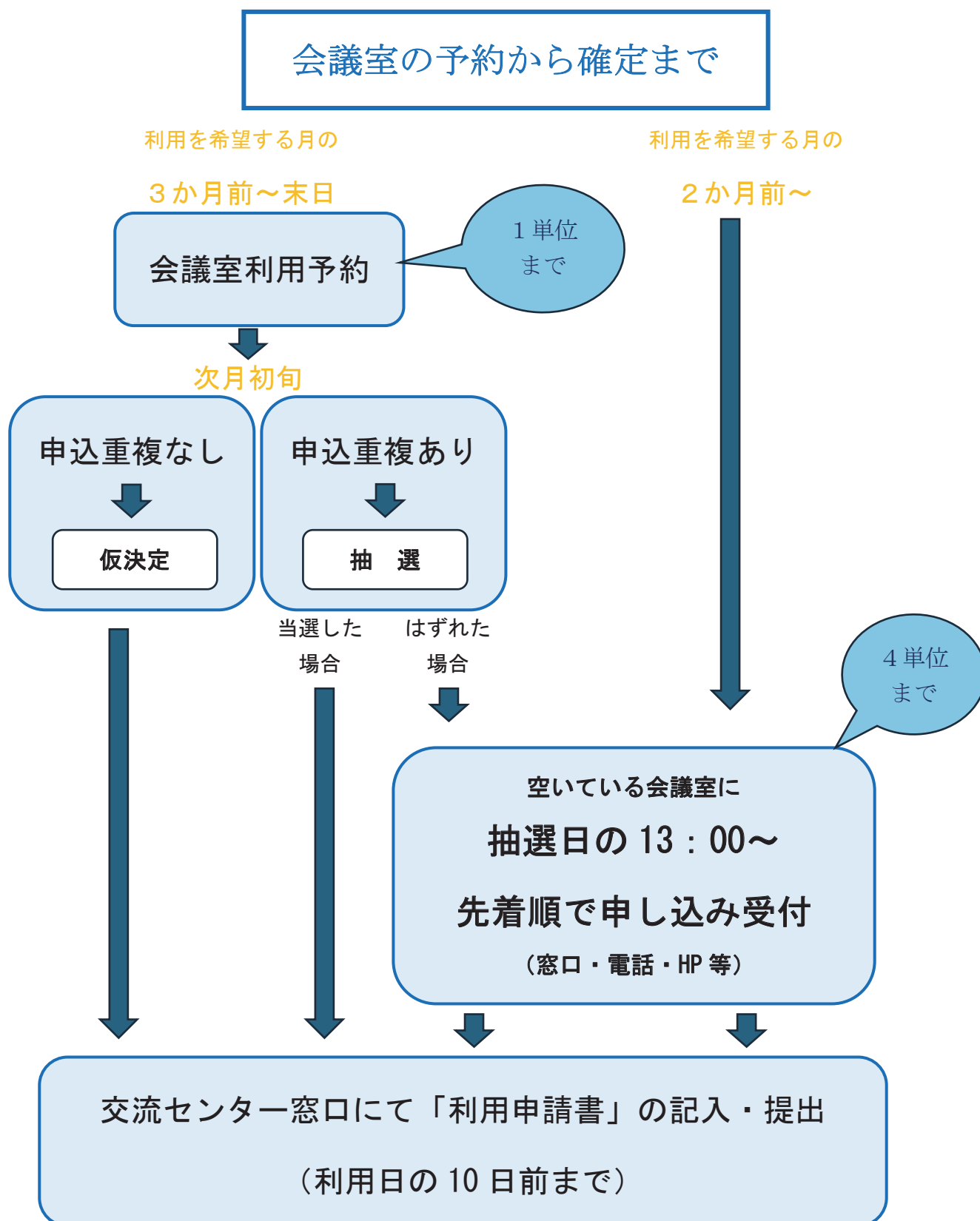


Ⅲ. 会議室を申し込む

下記の「会議室の申込み方法」に則って申込みを行う。

● 会議室の申込み方法

- ・ 会議室の予約は、当センター窓口や電話、当調査会ホームページ等で行うことができる。
- ・ 1団体の利用回数は、原則、一月につき最大4単位（午前・午後・夜間の区分を以下「単位」という。）までとし、予約申込は1単位までとする。
- ・ 使用希望日時が他団体と競合した場合は、公開で抽選を行う。
- ・ 抽選結果や会議室の空き情報は、当センター窓口や電話、当調査会ホームページ等で確認することができる。
- ・ 当センター窓口にて「会議室利用申請書」を記入し、承認された時点で申込み確定となる。



(イ) 助成等事業

1. 事業助成制度

助成制度発足の経緯

「TAMAらいふ 21」を契機に、多摩地域に多くの市民団体が誕生し、市民の自主的なネットワークづくりが醸成された。

この「TAMAらいふ 21」において、市民団体によって実施された「自主企画プログラム（※）」の継続を支援し発展させることにより、多摩地域の市民の交流活動の推進を図るため、1994（平成6）年の当センター開設に併せ、広域的市民ネットワーク活動に対する助成制度が発足した（正式名称「広域的市民ネットワーク活動等事業助成制度」）。

※「自主企画プログラム」…「TAMAらいふ 21」の理念に沿い、市民・団体、大学、企業等がそれぞれのテーマを設定し、自主的・主体的に取り組んだ事業。「TAMAらいふ 21 協会」が認定した事業については、広報等の支援のほか、事業費の支援（助成）を行った。

助成制度の概要（現行制度）

項 目	説 明
目 的	多摩地域を先導するまちづくり運動として、市町村のワクを越えて行われる市民活動がより拡大し、充実したものとなるための支援
対象団体	多摩地域で「広域的市民ネットワーク活動（※）」を行っている団体又は西多摩林間地域（青梅市の一部、あきる野市の一部、奥多摩町、日の出町、檜原村）の振興のための事業活動を行っている団体で、次の要件を備えている市民団体 1 団体の本拠地が原則として多摩地域内にあること ただし、西多摩林間地域の振興のための事業活動にあつては、団体の本拠地が原則として西多摩林間地域内にあり、当該地域で活動していること 2 過去の活動実績（原則1年以上）が明らかであり、今後、発展していくことが期待できること 3 団体としての活動目的や内容が明確であるとともに、5名以上の多摩地域の住民で構成されていて、組織上の代表者や会計責任者等が特定されていること 4 特定の政党やこれに類する政治団体・グループ及び宗教活動や営利活動を目的とする団体ではないこと

対象事業	下記の１・２のいずれかに当てはまり、かつ３の①～⑦すべてを満していること - 多摩地域で、すでに広域的市民ネットワーク活動を行っている。 - 西多摩林間地域の振興のための事業活動を行っている。 ① 団体の本拠地が原則として多摩地域内にあり、多摩地域で活動していること。また、西多摩林間地域の振興のための事業活動は、団体の本拠地が原則として西多摩林間地域内にあり、当該地域で活動していること ② 過去の活動実績（原則１年以上）が明らかであり、今後、発展していくことが期待できること ③ 団体としての活動目的や内容が明確であるとともに、５名以上の多摩地域の住民で構成されていて、組織上の代表者や会計責任者等が特定されていること ④ 特定の政党やこれに類する政治団体・グループ及び宗教活動や営利活動を目的とする事業でないこと ⑤ ４月１日から翌年３月３１日までに実施され、市町村のワクを越えて市民交流の推進をはかり、地域づくりやまちづくり活動につなげていくことのできる事業であること ⑥ 広く多摩地域の市民を対象として、市民団体が主体的、創造的に取り組んでいる普及啓発、実践活動や調査活動事業等であること ⑦ この助成がなければ事業の実施が困難であり、事業の内容や実施方法が適切で成果を期待できること
助成率 及び金額	1 助 成 率 助成対象事業費のうち 100 万円までは 50% 100 万円を超える分は 10% 2 助 成 額 120 万円まで（1 団体） 3 助 成 期 間 3 年間（要毎年度申請）※西多摩地域振興事業を除く 4 助成事業数 1 団体につき 1 事業まで
募 集	年 1 回 10 月頃募集（詳細についてはホームページ等を参照）

※ 「広域的市民ネットワーク活動」

多摩地域において、次のいずれかに該当する活動をいう。

- ① 市民団体が、多摩地域の市町村別に活動拠点を異にする団体又は活動拠点の市町村と所在市町村を異にする企業若しくは大学と連携して行う活動
- ② 市民団体が、複数の市町村の区域内で行う活動
- ③ 市民団体が行う活動であって、過去に多摩地域の別の市町村の区域内で行ったことがある活動
- ④ 多摩地域の特定の市町村に偏らない２以上の市町村に在住、在勤又は在学している者によって構成される市民団体による活動

助成制度の特例措置

西多摩地域振興事業

西多摩地域振興事業はTAMAらいふ21林間ゾーン（青梅市の一部、あきる野市の一部、奥多摩町、日の出町、檜原村）の振興のための事業活動を対象としており、助成率や助成限度額は一般事業と同じである。

創設経緯

(1) 山村地域づくり共催事業の創設（西多摩地域振興事業の前身）

1994（平成6）年度の助成制度創設時、助成対象となる事業は「広域的市民ネットワーク活動」のみであり、広域性を有しない特定地域の振興を目的とする活動は助成対象とはならなかった。

しかし、西多摩地域林間ゾーンはその地域の特殊性から、市民団体が組織的に広域的なネットワークを作り、共通の課題に対して事業に取り組むのはなかなか難しい面があることを考慮して、1995（平成7）年度から山村地域（五日市町、日の出町、檜原村、奥多摩町）の振興を目的として、当該町村の支援・協力の下に住民が主体的に取り組む「山村地域づくり共催事業」を、事業助成制度とは別枠で、市民団体と交流センターとの共催事業として実施した（1995（平成7）年度～1997（平成9）年度）。

※市民団体の地域は、地域の特殊性及び財政力から上記4町村を中心とする市民組織に限っていた。

(2) 西多摩地域振興事業の制度化（1998（平成10）年度～）

a. 対象地域

TAMA らいふ21林間ゾーン（西多摩林間地域）

※ 青梅市の一部（御岳以西）、あきる野市の一部（旧五日市町）、奥多摩町、日の出町、檜原村

b. 制度化の経緯

従来の「山村地域づくり共催事業」は、1町村1事業に限定されているため低調で、対象地域も五日市町が合併によりあきる野市（1995（平成7）年9月施行）となったため、対象地域から外れ、区域拡大要望があった。そのため、新たに助成事業に位置づけ、「広域的市民ネットワーク活動」とは異なる範疇（広域性要件を不問）の「西多摩地域振興事業」とし、対象地域を上記aに拡大し、より積極的に西多摩林間地域の振興を進めることとした。

c. 優遇措置

2010（平成22）年度改正において、西多摩振興事業は政策的に配慮すべき事業または誘導すべき事業としてサンセット方式の適用除外とし、現在に至るまで同様の措置が取られている。

2. 活動支援制度

助成制度発足の経緯

1995（平成7）年度に多摩交流基金運営委員会において、発足したばかりの市民団体がより大きく、より強力に成長していくための支援について検討し、1996（平成8）年度から、既存の市民団体であっても「広域的な市民ネットワークの拡大強化を志向している場合で、支援の必要があると認められる」活動に対し、新たな要綱による活動支援制度が発足した。

（正式名称：「広域的市民ネットワーク活動支援」制度）

活動支援制度の概要（現行制度）

新たに広域的市民ネットワークをつくって事業を行ったり、発足して間もない広域的市民ネットワーク事業を拡充したりするための支援制度で、事業助成制度への橋渡しとなる支援制度である。

項 目	説 明
目 的	多摩地域の市民の交流活動の推進を図るため、広域的な市民ネットワークの形成又は発展の支援
対象団体	次の要件を備えている団体又はグループ 1 多摩地域で広域的な市民活動をしてみたい、又、拡充したいという意向のある市民団体で支援の必要があると認められること 2 本拠地が多摩地域内にあり、活動区域が多摩地域内の複数自治体内である（志向している）こと 3 多摩地域の複数自治体の住民で構成している市民団体であること 4 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする市民団体でないこと 5 多摩地域のまちづくりにおける広域的な課題を活動テーマとしていること ※ 既に自立的な活動を継続して行っている団体や、当該支援制度で助成を受け2年度を経過した団体、広域的市民ネットワーク活動等事業助成制度【事業助成】で助成を受けた団体は対象外
対象事業	1 多摩地域のまちづくりにおける広域的な課題を活動テーマとしていること 2 多摩地域全体の市民を対象とした活動（事業）であり、原則として2以上の市町村にわたる活動であること 3 市民団体が主体的、創造的に取り組む活動（事業）であること 4 活動（事業）の内容が適切で成果が期待できると当調査会が認めるもの
助成率及び金額（予算の範囲内）	1 助成率 助成対象事業費の60% 2 助成額 30万円まで 3 支援を受けられる回数 連続する3年度の間で2回 4 助成事業数 1団体につき1事業
募 集	随時（詳細についてはホームページ等を参照）

3. その他の支援

市民活動にかかる後援

市民活動団体等が主催となる事業等に対し、当調査会がその趣旨に賛同して支援するため後援名義の使用を承諾している。

名義については「公益財団法人東京市町村自治調査会 多摩交流センター」の名を用いる。

主な後援内容は、広域的市民ネットワーク活動事業の助成期間5年が過ぎその後、自立して事業継続している団体に対する上記の後援名義の承諾である。

※なお、名義については取扱要綱の規定が根拠となっており、2013（平成25）年8月20日以降に後援名義を使用する場合、本来は「公益財団法人東京市町村自治調査会」の名を用いることになっている。ただし同要綱の規定により、多摩交流センターの事業に係る後援名義については当分の間、この名に「多摩交流センター」の名を付け加えられることになっていることから、上記の名義を用いた運用を行っている。

(ウ) 共催等事業

当センターは「TAMAらいふ 21」の活動によって形成された市民ネットワーク活動の推進と広域的な市民交流を図るため、様々な事業を行ってきた。

ここでは、当センターが他の団体（NPO法人や公益財団法人等）と共同して実施している4つの事業について述べる。

1. TAMA市民塾

設立経緯

当センターは「TAMAらいふ 21」の成果を継承するという役割を果たす一方、市民のネットワーク活動の一層の発展と活性化のために新しいユニークな事業を立ち上げることが、開設直後の当センターの一つの課題であった。

様々な検討を進める中で、当時の新しい試みであった市民の手による生涯学習塾の運営の先例として、静岡県清水市（当時）の「清見潟大学塾」（1985（昭和 60）年開講）の存在が明らかとなった。調査の結果、当センターとしてもこの事業に取り組むこととなり、市民が主体の事業としてスタートさせるため、開設に向けて企画スタッフを公募して準備が進められた。1994（平成 6）年 8 月、この企画スタッフと当センターの職員が合同で「清見潟大学塾」の現地調査に赴き、秋からは企画スタッフ会議が開催されるようになった。この会議は翌年の 5 月まで計 10 回にわたり、その後の準備は運営スタッフ会議に引き継がれ、10 月の開講まで計 9 回の会議が開催されている。

こうして「TAMA市民塾」という名称をはじめ、新しい仕組みが決まり、新しい生涯学習を実践する事業がスタートした。

TAMA市民塾は、公民協働という形をとって発足している。会場提供、広報事務等の支援を当センターが行い、塾の運営はボランティアの理事が行うという役割分担である。この役割分担は、清見潟大学塾に倣ったものであり、市民が主体になって塾の運営を行うことにより、講座の企画、受講生の募集が市民感覚で幅広く自由にかつ柔軟に運営できるという利点を持っている。

開設以来、TAMA市民塾は、ボランティアによる塾の運営と当センターが担う会場の提供や広報事務の支援により継続されている。

また、ボランティアによる運営スタッフは、塾長を中心とする理事会により運営され、理事、講師、塾生の協調性を重視するとともに柔軟でより良いスタイルを模索し、時代のニーズにあった講座を開講してきたことが継続に結びついている。

事業概要

TAMA市民塾は、多摩地域（30 市町村）の全ての市民を対象とする新しい生涯学

習（楽習）の場を提供している。一般公募による講師と理事（ボランティア市民スタッフ）、そして塾生の協働により企画・運営を実施している。

「講座はコミュニティ」を基本理念とし、講座の形式も参加型・対話型・実践型とし、塾生・講師・スタッフの相互理解と交流を深めることを目指している。塾生だった方がのちに講師をつとめたり、講師が同時に塾生として他の講座を受講したり自由な交流が行われている。

TAMA市民塾は、1995（平成7）年開設から2023（令和5）年までに770件を上回る講座を開講し、延べ18,400名を超える塾生の方が講座を修了している。このTAMA市民塾の講座により、学ぶこと、教えることの楽しさや大切さを多くの方に体験していただく、多摩地域のひとづくり、まちづくりにつながる生涯学習の場の提供を担っている。

2. 多摩の歴史講座

「歴史と文化の宝庫である多摩地域を多くの方々に知っていただくこと」を目的に1997（平成9）年度から「（公財）たましん地域文化財団」（※1）と当センターの共催事業として実施している。

毎年、多摩の歴史を知るための手がかりとなるテーマを設け、4回程度の座学と1回の現地見学会で構成する連続講座で、2023（令和5年）度までに26回開講している。

※1 （公財）たましん地域文化財団

多摩地域を中心とした歴史、美術に関する調査・研究並びに資料の収集を行い、その成果を広く公開し、かつまた普及、啓発活動を通じて地域の歴史、美術の振興に寄与することを目的として平成3年に設立された公益財団法人である。

3. TAMA-3Rフォーラム（旧 TAMAとことん討論会）

成立経緯

1992（平成4）年当時、急激な都市化とライフスタイルの変化などにより、ごみの急増や最終処分場の逼迫等「ごみ問題」に対して、市民や市町村、それに事業者が連携してリサイクルシステムの確立に向けて取り組む「365万人のリサイクル都市の形成」を図ることが多摩地域における主要で切実なテーマであった。

この新しいリサイクル社会の構築を目指した多摩地域の広域的なネットワークを形成するため、多摩地域のキーパーソン、熱心な活動を行っている方々などを対象として、参加者同士で多摩のリサイクルの現状と課題について時間を限らずに徹底した討

論をする場を設けることになった。TAMAらいふ21協会が、1992（平成4）年7月に、「TAMAらいふ21」のプレイベントとして「多摩リサイクルとことん討論会」を稲城市において開催したのがこの討論会の始まりである。このイベントを一過性で終わらせぬよう市民、企業、行政の三者が構成主体となり、広域的な交流、連携の活動を行う「多摩リサイクル市民連邦」の設置が提案され、1994（平成6）年2月に行われた第2回の「TAMAとことん討論会」において「多摩リサイクル市民連邦」が発足した。

以降「TAMAとことん討論会」は、NPO法人東京・多摩リサイクル市民連邦（名称変更）（※2）と当調査会との共催により、これまで30回の討論会を開催してきた。

2023（令和5）年度からは、「TAMA-3R フォーラム」と名称を変更し、「TAMAとことん討論会」として回を重ねた成果を土台に、3Rを銘打ったイベントとして再構築した。

※2 NPO法人東京・多摩リサイクル市民連邦

「TAMAらいふ21」のテーマプログラム「365万人のリサイクル型都市の形成」の一つとして開催された「多摩リサイクルとことん討論会」を契機に設立され、循環型社会の創造と持続可能なライフスタイルの定着に向け、政策提言、調査研究、普及啓発、環境教育、交流、活動支援等を行い、市民及び市民団体、企業、行政のパートナーシップの推進を図ることを目的としたNPO法人である。

事業概要

多摩地域のごみ問題解決に向け、東京・多摩リサイクル市民連邦と当調査会が組織する実行委員会では、「TAMAらいふ21」のテーマの一つであった「365万人リサイクル型都市の形成」を引き継ぎ、主体間連携を柱に2022（令和4）年度まで30年にわたりTAMAとことん討論会を開催してきた。この間、多摩地域ではTAMAとことん討論会をはじめ、さまざまな主体がごみ減量に向けて努力を重ね、その結果、全国的にもごみが少なく、高いリサイクル率を持つ地域へとなっていった。

また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法が誕生するなど国では3Rをメインとした法律を次々と制定し、社会全体が大きく変化してきている。あわせて、近年は2015（平成27）年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて温暖化問題や食料問題といったごみ問題と深く関わりのある課題に対し立場を超えて関心が高まっている。

これらを受け、TAMAとことん討論会として回を重ねた成果を土台に新たな視点を持って多摩地域のごみ問題解決に向けた取組が必要となってきた。特に、市民に向けたわかりやすく、具体的な情報の提供や行動を促す機会をつくることは重要であり、2023（令和5）年度より、TAMA-3Rフォーラムを開催していくこととした。

4. 多摩発・遠隔生涯学習講座

2004（平成 16）年 1 月、「NPO 法人全国生涯学習ネットワーク」及び「中央コリドー高速通信実験プロジェクト推進協議会（CCC21）」は、「NPO 法人東京雑学大学」と共同して、生涯学習セミナーの開催及びその映像のインターネットによるライブ中継、並びに VOD（ビデオ・オン・デマンド）配信の社会実験を行ってきた。

2007（平成 19）年度からは、新宿から当センターへ講演会場を移転したことを機に、多摩地域から多彩な情報を発信したいとの長年の思いをこめて「多摩発・遠隔生涯学習講座」と名づけて実施していた。また、2009（平成 21）年度からは「NPO 法人全国生涯学習ネットワーク」（※ 3）と当調査会が連携し講座開催及びライブ中継を実施した。

この講座は、多摩地域からインターネットを通じて、毎月第 2 木曜日に日本全国・全世界に多彩な情報を発信していた。一人ひとりが自由に、学ぶ喜びや豊かな心を育むため、各分野で活躍している先生方にボランティアで講演をお願いし、その内容をインターネットにより LIVE 中継をしていた。視聴者は自宅で無料受講することができた。2019（令和元）年 9 月に 187 回目の連続講座を終え、10 月 31 日に「特別記念講座」を開催し終了した。

※ 3 NPO 法人全国生涯学習ネットワーク

生涯学習をめざす全国の団体が、互いに協調して各団体が行う活動・事業の連携・ネットワーク化を図り、地域住民の生涯学習意欲の高揚に寄与することを目的として 2000（平成 12）年 11 月に発足した NPO 法人である。

(工) 情報発信等事業

1. 情報の収集と公開

2023（令和5）年度まで、「市民交流室・資料室」では、「多摩地域の広報誌や基本計画」「（公財）東京市町村自治調査会の調査研究報告書」「TAMAらいふ21の記録」等を収集し、自治体職員や関係者、一般の方にも公開していたが、2024（令和6）年11月現在、入居建物の事情により休止している。

今後の情報収集と公開のあり方については、東京自治会館の再整備計画の中で検討を進めている。

(1) 多摩に関する情報の収集・提供

- ・多摩30市町村の発行する長期計画等の計画書、各種報告書、広報紙や、国や東京都が発行する計画書等の収集に努めた。
- ・書籍類については、生涯学習にかかわる分野の書籍や市民活動の参考となる書籍を収集した。
- ・多摩地域の様々な情報を発信することを得意とするタウン誌の閲覧・配布を行った。
- ・その他、当センターの会議室登録団体の活動チラシや、ボランティアセンター、社会福祉協議会等の機関紙・チラシなどの配布やポスターの掲示を行っている。

(2) （公財）東京市町村自治調査会発行の調査研究報告書等の公開

当調査会は、1986（昭和61）年の設立以来、多摩・島しょ地域の広域的・共通的な行政課題や市町村が抱えるその時々の課題などをテーマに調査研究を行い、その成果を報告書としてまとめている。また、行財政等に関する基礎データを収集し、調査・分析した統計資料を発行している。これらの報告書、統計資料についても「市民交流・資料室」において閲覧の場を提供していた。なお、報告書等に在庫がある場合は無料で配布を行っていた。

(3) 「TAMAらいふ21」の記録や関連資料等の公開

当センター開設当時、TAMAらいふ21協会から引継がれた資料等を分類及び整理し、閲覧に供する資料類は報告書・白書類214点、ビデオテープ130巻となっている。

「TAMAらいふ21」の多様な成果物は、TAMAらいふ21白書をはじめ、記録、写真集、研究会報告書、地図、ビデオテープ、CD等となっている。

なお、「TAMAらいふ21」にかかわる資料は、「シリーズもの」「ガイドブッ

ク・マップ」「写真集」「百年の歴史」「計画書・基本構想」「キャンペーン・報告書」「多摩地域特有のテーマに関する公共出版物、報告書」「都の出版物」「国の出版物」の分類によりPART 3「TAMAらいふ21に関する資料など」に掲載する。

2. 機関紙の発行

当調査会の機関紙は、2012（平成 24）年 4 月に公益財団法人に移行したことを契機に「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」という公益の趣旨にかんがみ、より広く一般に分かりやすく、効果的かつ効率的な情報発信を企画し、これまでの市町村職員向け機関紙「What's New?」と一般市民向け機関紙「多摩のかけはし」を一本化し、新たに機関紙「ぐるり 39」を市町村職員も含めた多摩・島しょ地域の一般住民を対象とし、発行している。

3. 東京・TAMAタウン誌会との連携

概要

「東京TAMAタウン誌会」は「TAMAらいふ21」をきっかけに組織された、多摩地域のコミュニティペーパーの連合組織である。

なお、2001（平成 13）年 1 月から名称を「西東京タウン誌(紙)会」から「東京TAMAタウン誌会」（以下「タウン誌会」という。）と改称している。

「TAMAらいふ21」では多摩地域全域を対象とした機関紙の編集・制作に携わり、同事業終了後は事業の成果を継承した当センターと、多摩地域の活性化に向けた情報発信などにおいて連携している。

成果

「タウン誌会」は「TAMAらいふ21」をきっかけに組織された、多摩地域のコミュニティペーパーの連合組織である。

(1) 「多摩周辺の大学と地域活動との関りについて」3年間のまとめ「若い力を市民活動に」（A 4 判、29 ページ）

2015（平成 27）年開催の当センターとタウン誌会共催のシンポジウム「市民ネットワーク活動のこれまでとこれから」を通して明らかになった、市民活動団体の抱える現状の課題「市民活動を支える人材の高齢化、後継者不足、マンネリ化」について、タウン誌会が3年間にわたり大学と市民活動について注目し調査した結果を報告書にまとめた。

1年目の2016（平成28）年は、「多摩における大学と地域活動の関わり」として、多摩地域にある大学が、地域とどのような形で連携しているのかを7つの大学で調査した。

2年目の2017（平成29）年は、『若い力と市民活動団体の連携を考えるシンポジウム』―地域と共に学生に成長の場を―を開催し、前年の調査結果をもとに3つの大学の地域連携の事例を紹介した。

3年目の2018（平成30）年は、『日本人・外国人（留学生）が地域とともに仲良く暮らすために』―多文化共生時代の国際交流―と題し、新たな視点として大学に留学している外国人が日本の社会や地域に溶け込み、仲よく生活して、地域活動に参加するには、どのようなことが大切なのかに焦点を当ててシンポジウムを開催した。

この報告書は、「3年間のあゆみ」を記すとともに、タウン誌会各メディアが、各地域の特性を踏まえて感じる「若い力をいかに市民活動に引き入れられるか？」その課題と可能性を示している。

(2) 「―多文化共生時代の国際交流(Ⅱ)―『仕事・子育て・教育・・・多摩に住む外国人、大いに語る！』」（A4判、29ページ）

前年のシンポジウムのパート2として、シンポジウムを開催し、多摩地域で実際に生活を営む4名の方々に、仕事や子育て、教育などについて、外国人目線で語ってもらい、どうすれば、日本人と外国人がお互いに協力して仲良く暮らせるコミュニティづくりができるかを考え、多文化共生時代における市民ネットワークのあり方について報告書にまとめた。

4. その他

ホームページ開設とコンテンツ

当センターは、1998（平成10）年4月にホームページを開設した。その後、2001（平成13）年7月には、当センターのホームページを当調査会のホームページに移行した。さらに、2012（平成24）年には当調査会の公益財団法人移行にともない、ホームページ全体の構成及び各コンテンツの改善を行い、積極的な情報提供に努めている。

【ホームページの概要】

■URL <https://www.tama-100.or.jp>

(3) 多摩交流基金運営委員会

(ア) 多摩交流基金運営委員会について

多摩交流基金運営委員会は、多摩交流基金の運営に関する基本的運営方針、事業助成事業の審査及びその他基金の運営に関する必要事項を審議するために当調査会理事長の附属機関として設置され、学識経験者、行政等各方面に対して委嘱した委員により構成されていた。

委員会会議では、社会事情の変化に伴う助成制度の改正のための審議、及び毎年度の助成対象事業の審査にあたり、提案及び意見をいただいた。

この30年間、多摩地域における広域的な市民ネットワークの形成又は発展を支援することにより、市民の交流活動の推進が大いに図られてきたが、こうした「TAMAらいふ 21」の成果の継承と発展のための方向性を示す上で、大きな役割を果たしてきた。

一方、発足当初は多摩交流基金の運用益が年間約6千万円あり、事業経費の大部分に充当することができたため、使途の決定に当委員会を活用する意義はあったが、30年が経過し、運用益の充当率が30%を下回ってきたため、当委員会の存在意義が薄れてきた。

よって当センター事業は他の当調査会事業と同様に理事会決議に基づき業務執行することが合理的との判断から、2024（令和6）年3月31日をもって当委員会は廃止となった。

これに伴い、助成事業の審査過程の客観性、公平性を確保するため、現行実施している外部有識者による助成審査を制度化した。

以下に直近10年に任命された多摩交流基金運営委員を記載する。

(イ) 委員一覧

2014（平成26）年度～2023（令和5）年度

※◎は会長、○は副会長を表す。

	氏名	役職（就任時）
学識経験者	石井 恒利	（公財）東京市町村自治調査会常務理事
	○柴崎 斉	東京TAMAタウン誌会会長
	岸上 隆	（公財）東京市町村自治調査会常務理事
	小暮 実	（公財）東京市町村自治調査会常務理事
東京都	砥出 欣典	東京都総務局行政部長
	西村 泰信	東京都総務局行政部長
	野間 達也	東京都総務局行政部長
	佐藤 智秀	東京都総務局行政部長
	小笠原 雄一	東京都総務局行政部長
	武田 康弘	東京都総務局行政部長
東京都市長会	◎渋谷 金太郎	清瀬市長
	◎高橋 都彦	狛江市長
	◎井澤 邦夫	国分寺市長
東京都町村会	坂本 義次	檜原村長
	師岡 伸公	奥多摩町長